

令和6年(2024年)4月8日

2～6年生 保護者のみなさまへ

甲賀市教育委員会

令和6年度独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」
への加入について（お願い）

春暖の候、保護者のみなさまにおかれましては益々御健勝のこととお喜び申しあげます。

平素は、甲賀市教育行政に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、甲賀市では、例年、児童・生徒を対象に独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」への御加入を継続してお願いしております。

「災害共済給付制度」とは、学校管理下（登下校を含む学校内）で児童・生徒の災害（負傷・疾病・障害または死亡）が生じた場合、保護者に対しその治療費、障害見舞金、死亡見舞金などを給付する制度です。

つきましては、本年度分の共済掛金を、学校諸費等と併せて口座振替により徴収させていただきます。

お子様の健康で安全な生活を守ることは、学校教育の目標でもあります。この「災害共済給付制度」の趣旨を十分御理解のうえ、御協力いただきますようお願い申しあげます。

記

共済掛金保護者負担額（児童生徒一人あたり・年額） 460円

※災害発生後の手続きは、学校から御案内しますので、必要書類を提出してください。給付金は、学校から災害発生後に配布する「災害共済給付金の振込口座報告書」に記入いただいた口座に振込みます。

※給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法またはこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。その主な内容は裏面のとおりです。

※御不明な点がございましたら、甲賀市教育委員会事務局学校教育課までお問い合わせください。

(TEL : 0748-69-2243)

《災害共済給付制度について》

1. 給付の種類と内容

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ●保険診療の医療費総額の3割の額に、保険診療の医療費総額の1割を加算した額。 (1割の加算分は療養に伴って要する費用) ただし、高額医療費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に、保険診療の医療費総額の1割を加算した額。 ●入院時食事医療費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額。
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾患 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害	障害見舞金 88万円～4,000万円(通学中の災害は半額)
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円(通学中の災害は半額)
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円(通学中の災害は半額)
	突然死 運動などの行為と関係のない突然死	死亡見舞金 1,500万円(通学中の災害も同額)

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ①授業中
- ②学校の教育計画に基づく課外指導中
- ③休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
- ④通常の経路及び方法による通学(登下校)中
- ⑤寄宿舎にあるとき 等

2. 給付基準

- ①同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ②災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③災害共済給付制度の対象となる災害では、子育て応援医療制度や福祉医療費助成制度の対象となる場合でも、原則、災害共済給付制度を優先的に利用します。受診の際は福祉医療費受給券を使用せず、一旦自己負担分をお支払いください。但し、医療機関から福祉医療費受給券の使用を求められた場合この限りではありません。
- ④損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付(例えば、子育て応援医療制度、ひとり親家庭医療費助成制度)等を受けたときは、その価額の限度において給付を行いません。
- ⑤生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

3. 共済掛金

児童生徒一人あたり年額 935円

(内訳：保護者負担額 460円、甲賀市教育委員会負担額 475円)